



森林経営管理制度の概要

令和元年11月29日

長野県林務部森林政策課森林経営管理支援センター

目次

- 1 森林の現状と課題
- 2 森林経営管理制度とは
- 3 先行事例の報告
- 4 森林環境税及び森林環境譲与税
- 5 県の支援体制

① 森林の現状と課題

長野県の森林の現状（森林資源①）

- 県土の約8割が森林に覆われ、その6割を占める民有林の4割が個人有林
- 森林面積と人工林面積が全国3番目と全国でも有数の森林県

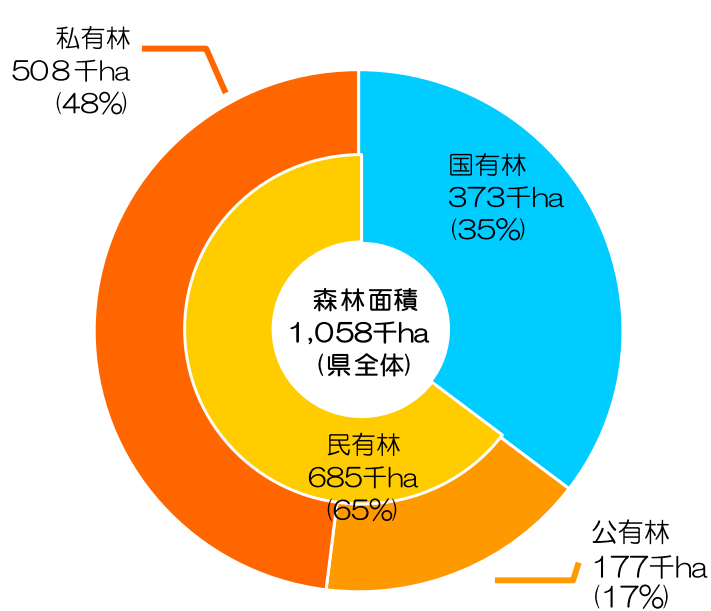


図1 所有形態別森林面積

(出典：長野県林務部「民有林の現況」)

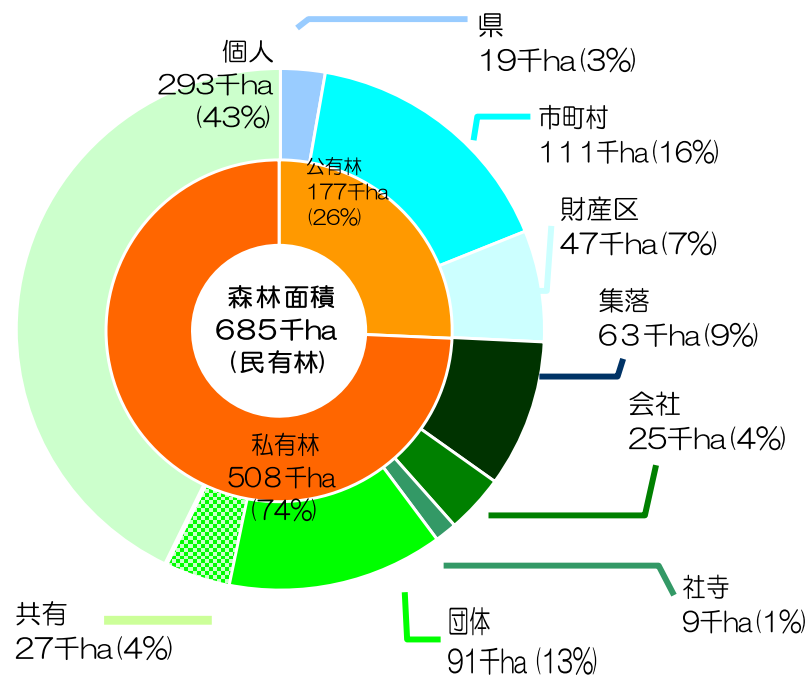


図2 民有林所有形態別森林面積

(出典：長野県林務部「民有林の現況」)

森林面積
全国 **第3位**
(106万ha)

森林率
全国 **第3位**
(79%)

人工林面積
全国 **第3位**
(44万ha)

長野県の森林の現状（森林資源②）

- 民有林の約6割を針葉樹が占め、人工林率は約5割で、人工林のうち約5割がカラマツ

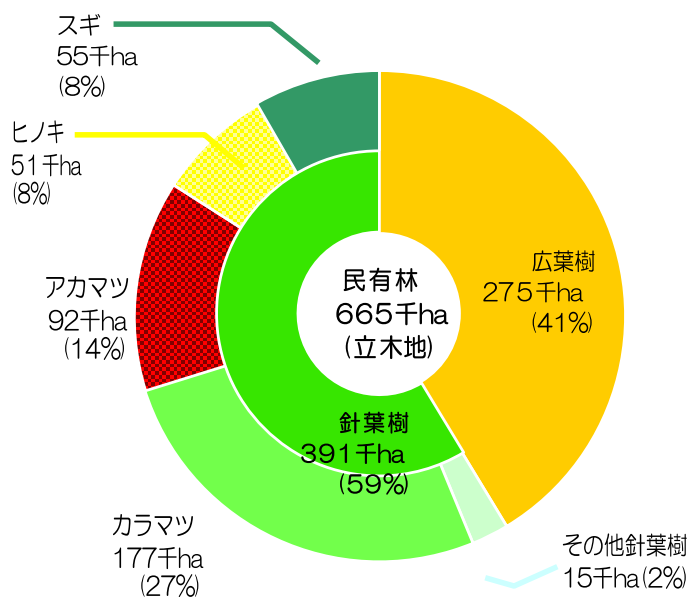


図3 民有林樹種別森林面積

(出典：長野県林務部「民有林の現況」)

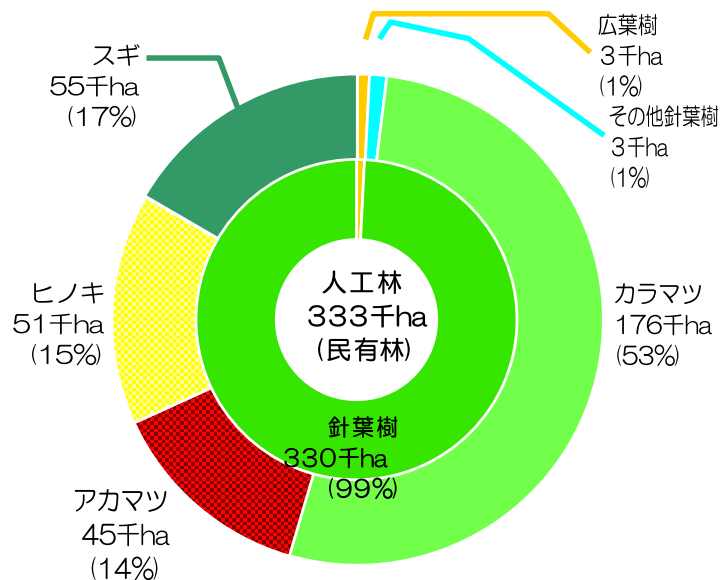


図4 民有林人工林樹種別森林面積

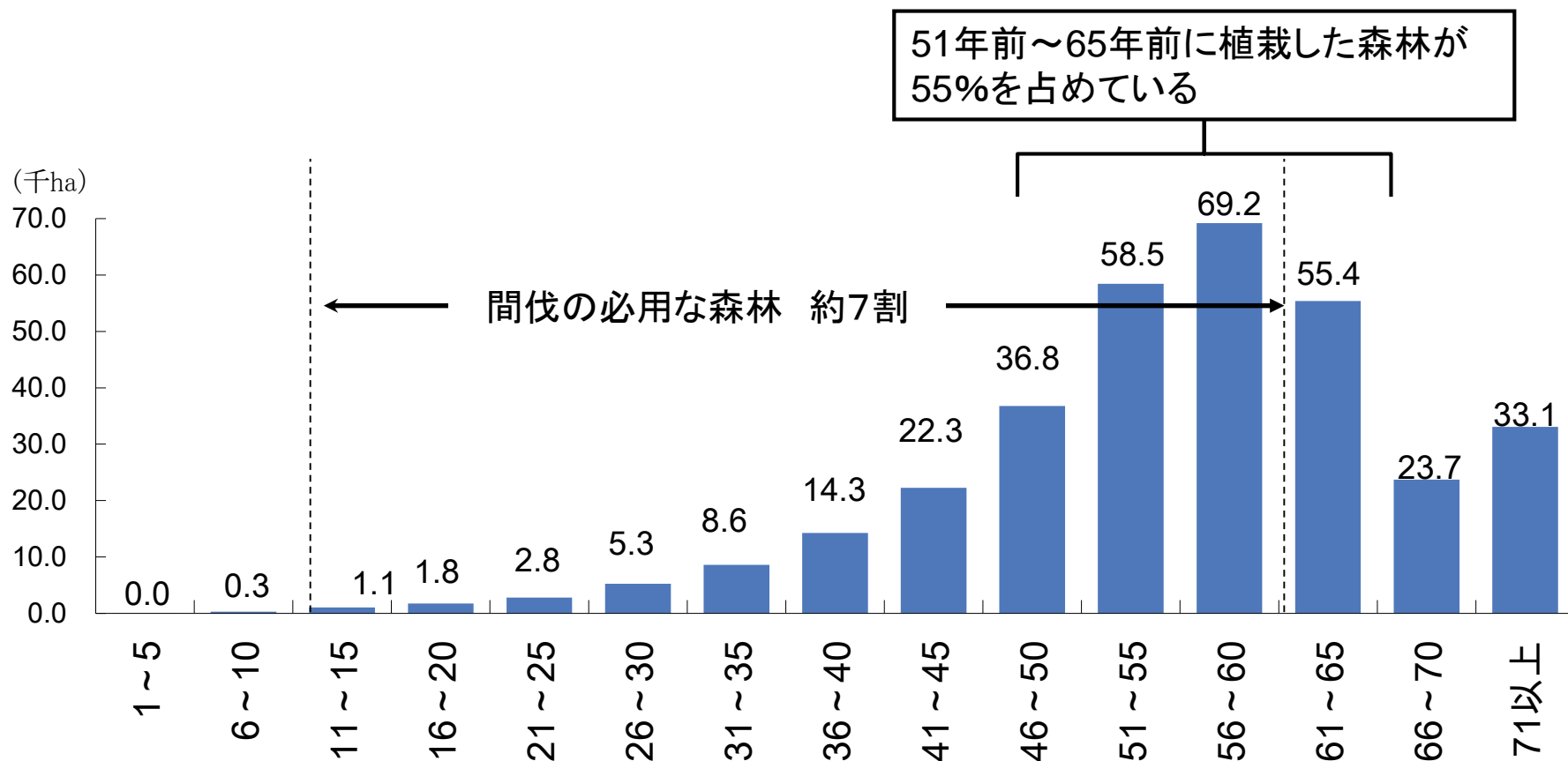
(出典：長野県林務部「民有林の現況」)

森林蓄積
全国 **第4位**
(2億m³)

カラマツの面積・蓄積
全国 **第2位**
(25万ha、6千万m³)

長野県の森林の現状（森林資源③）

- 民有林の人工林の面積を齡級別に見ると、約7割が間伐の必要な林齡
- 51～65年前に植栽した森林が大変を占め、偏った齡級構成となっており、主伐・再造林が必要



長野県の森林の過去の背景

戦前・後の木材需要の増加により、過剰な伐採が発生



過剰伐採の原因

- 住宅需要の増
- 電柱・杭等の需要増
- 製糸業の燃料
- 家庭用燃料として使用



森林は荒廃し、台風等の降雨により崩壊、土砂災害が発生

木材資源利用合理化方策（昭和30年閣議決定）

枯渇する日本の木材資源で出来るだけ使用しないことを閣議で決定した。

① 木材に替わる資源利用の促進

- 公共施設の耐火建築の普及推奨→非木造化の推奨
- 防火地域の拡大→木造禁止の範囲拡大
- 土建材料の耐久化促進→木杭から鉄鋼、コンクリートへ
- 家庭燃料の合理化→薪、炭から石炭、天然ガスへ

木からコンクリートへ

② 木材の生産・加工体制の合理化

- 製材、合板等の設備の合理化→外材を挽く工場の増

③ 森林資源の開発促進

- 拡大造林の推奨→奥地林道の開設

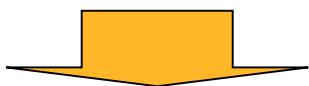
昭和30年代

森林は今、危機的な状況にあります。

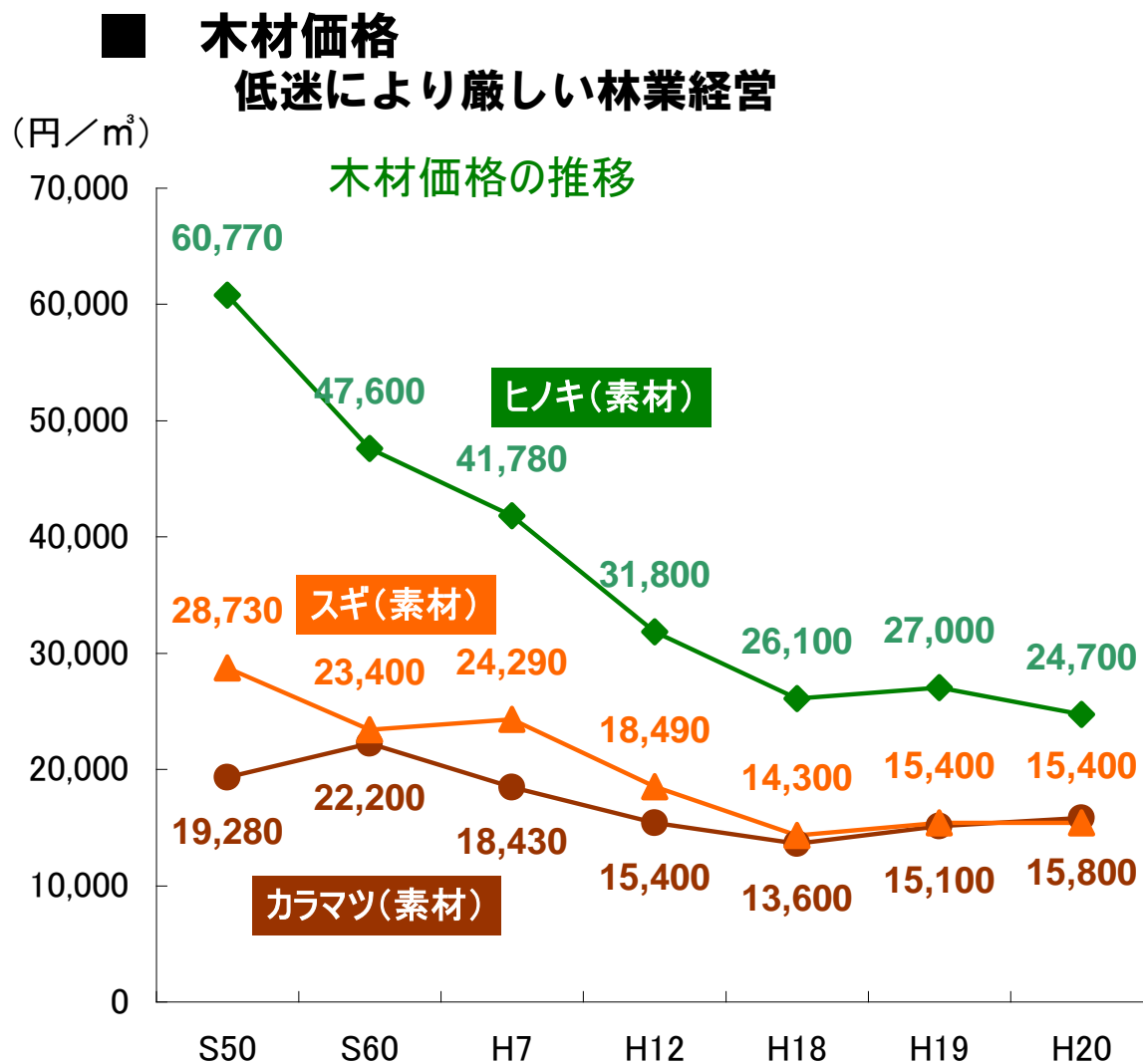
- 木材価格の低迷などにより林業の採算性の悪化
木材輸入の完全自由化(S39)
- 薪・炭などのエネルギー利用の減少



森林と人との多様な結びつきが途切れ「間伐」などの手入れが行われずに

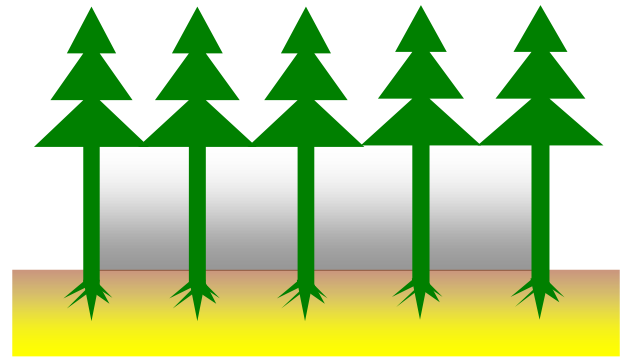


森林が荒廃



間伐の必要性

間伐されず
放置された森林は



適切に間伐が
実施された森林は

風雪害

山崩れ

水源かん養機能の低下

温暖化防止機能の低下

表土流出

広葉樹の発生
が促進され
多様な森林へ

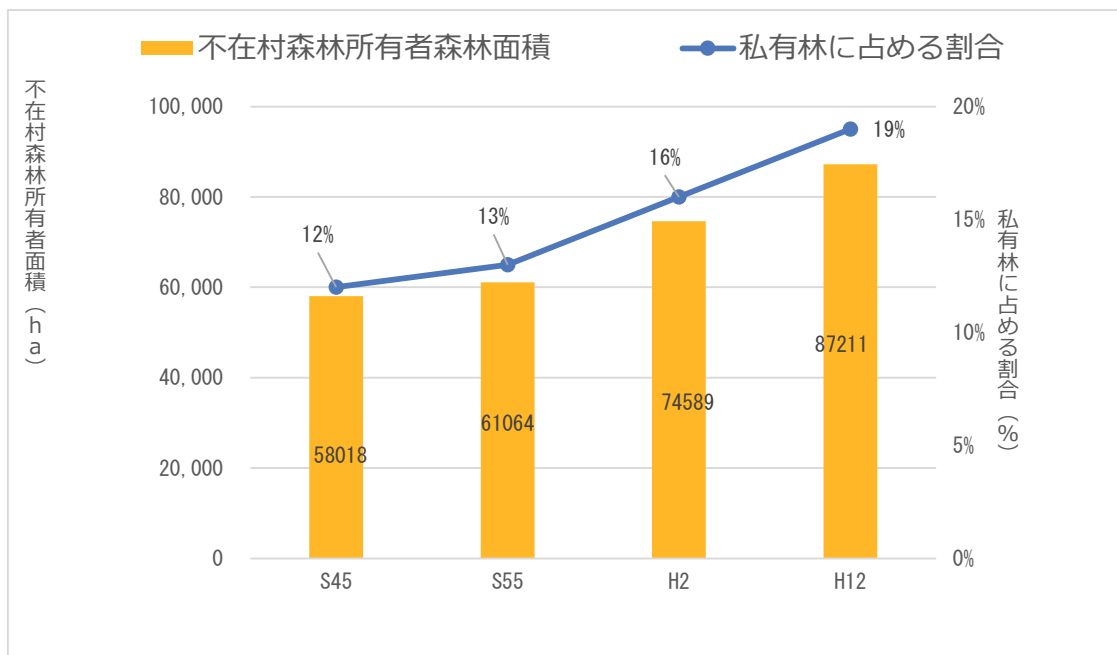
幹が生長して
風雪害に強くなる

根の張りが発達し
土石をしっかりとつかむ

下層植生や
土壌が豊かに

山村地域の状況

- 山村地域は過疎化や高齢化が進み、世代交代や不在村化から所有者の特定が困難な森林が存在
- 地籍調査の進捗率も全国に比べて低位で、森林経営計画の認定面積は全体の3割程度に留まっており、所有者不明の森林や関心の低下している所有者の森林管理の空洞化が懸念



【不在村森林所有者の推移と私有林に占める割合】

	林地	農地	宅地	合計
全国	44%	73%	54%	51%
長野県	29%	67%	55%	38%

【地籍調査の進捗状況】

森林管理の空洞化



長野県の農林家数

(出典:農林業センサス)

【長野県の山村人口の割合】

(単位: 千人)

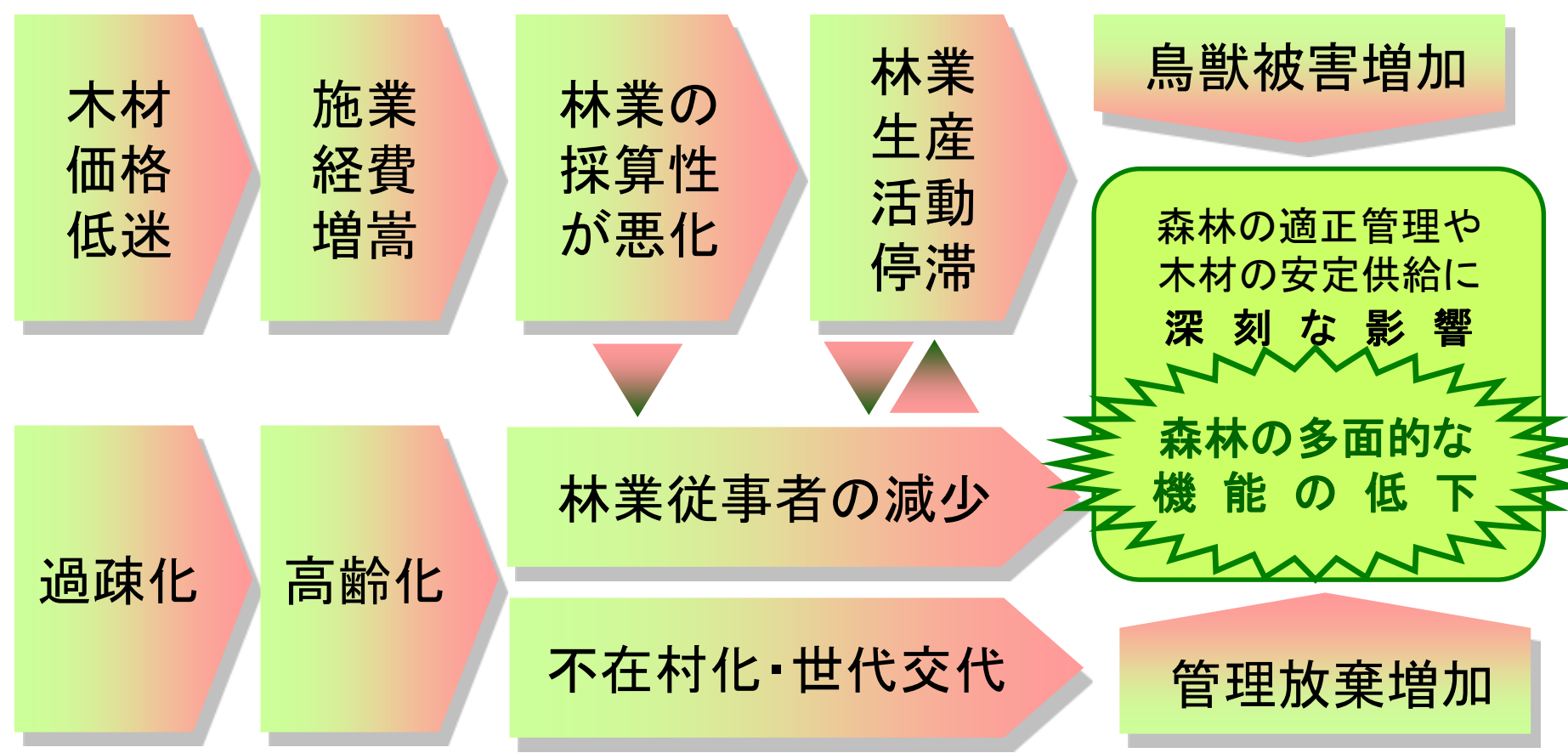
全県人口	2,099
山村人口	162
割合	8%



不在村森林所有者所有森林の管理状況

(出典:国土交通省「農地・森林の不在村森林所有者に対するインターネットアンケート調査結果」)

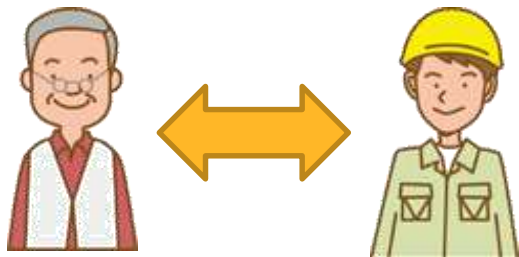
林業の現状と課題



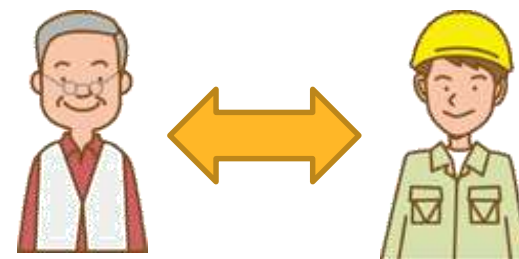
② 森林経営管理制度の概要

はじめに

今まで、森林経営計画等に基づき、実施した森林の経営管理に**森林経営管理制度による森林管理**がプラス



森林経営計画等に基づき
森林所有者自ら又は民間事
業者に委託し経営管理



森林経営計画等に基づき
森林所有者自ら又は民間事
業者に委託し経営管理

+ **プラス**

森林経営管理制度

森林経営管理制度とは

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



森林所有者
(所有者が不明の場合にも特例を措置)



※森林所有者から市町村への申出も可



市町村

林業経営に適さない森林



市町村が自ら管理

林業経営に適した森林



意欲と能力のある林業経営者

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築

森林経営管理法成立以降の経過

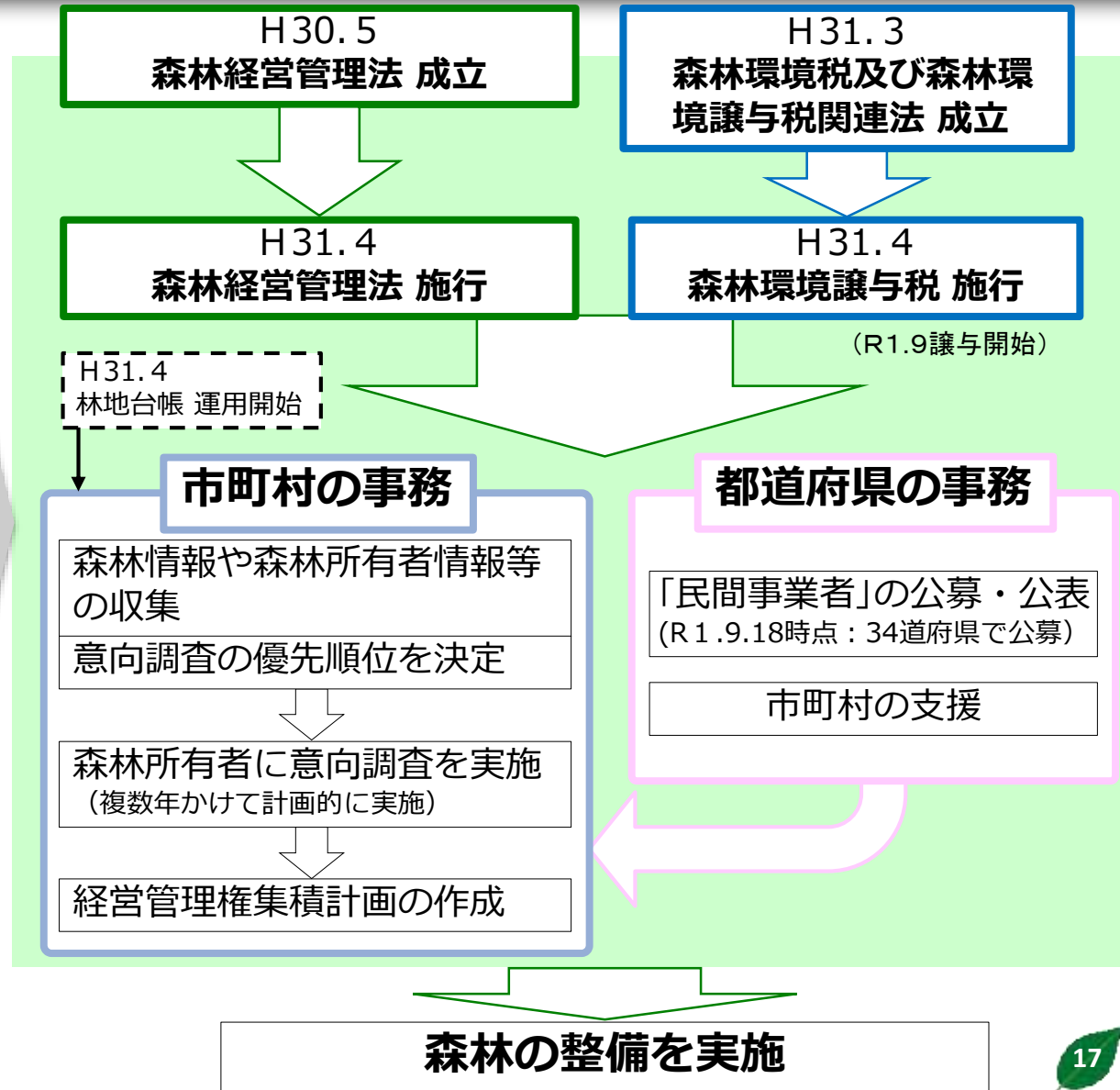
国の支援

市町村、都道府県等への説明を実施
 H30.6～R1.8月末時点：165回開催（延べ3,615市町村が参加）

国の森林技術総合研修所における市町村職員を対象とした研修を新設
 (R1.7.10～7.12)

地域林政アドバイザーの情報提供

市町村への指導・助言を行える技術者の養成
 (R1.9～全国7ブロックで実施)



市町村の責務や都道府県の役割

森林経営管理法（抜粋） <平成31年4月1日施行>

（責務）

- 第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。
- 2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（市町村に対する援助）

- 第四十九条 国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとする。

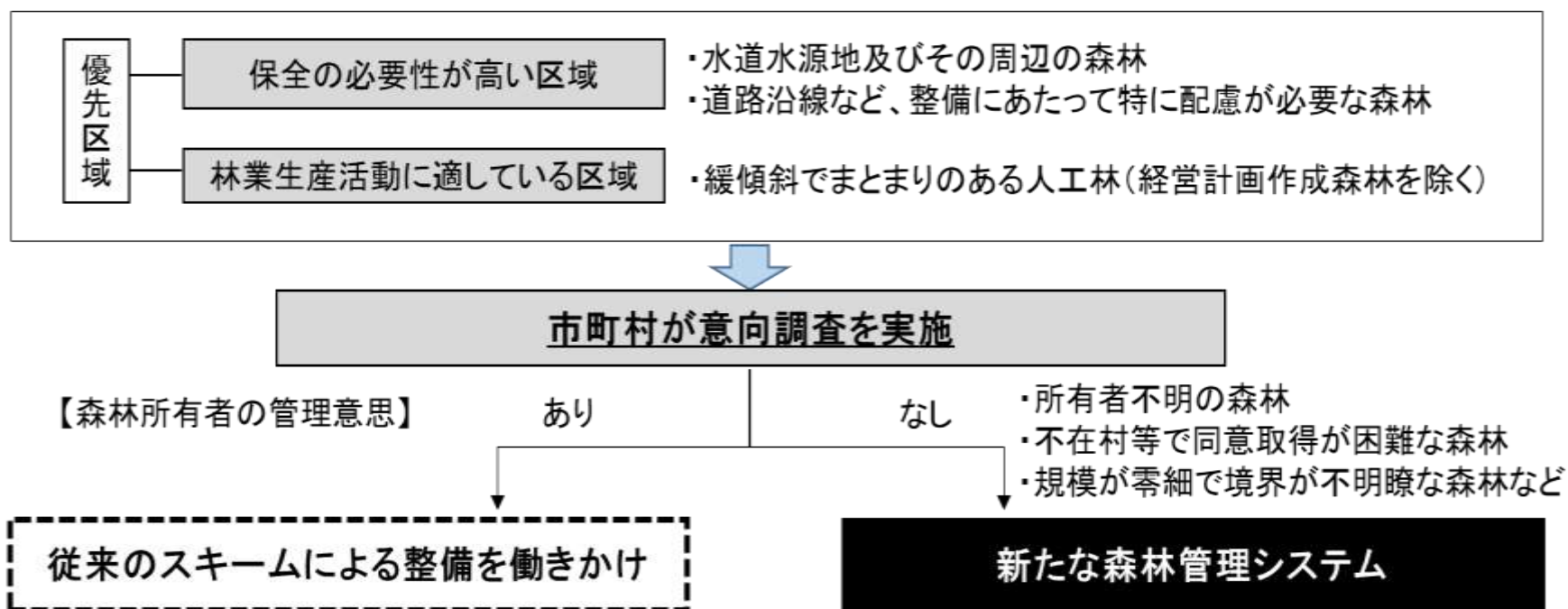
（関係者の連携及び協力）

- 第五十条 国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

森林経営管理制度の位置づけ

〈基本的な考え方〉

- ◆ 伐採・植栽や間伐などの森林経営管理は、**本来、森林所有者**が行うもの
- ◆ 森林経営管理制度の運用を通じて、森林所有者が自らの経営管理、または森林組合などによる**森林経営計画に促す契機**となる
- ◆ こうした取組から漏れてしまう森林を最終的に市町村が受け入れる**セーフティーネット**としての役割



対象となる森林のイメージ

①森林法第2条に規定する森林

②森林法第5条に規定する森林(市町村森林整備計画対象森林)

③森林法第25条規定の保安林
及び県・市町村管理の森林

④森林経営計画認定森林 又は
自ら経営管理をしている森林

【参考】森林経営計画県内民有林のカバー率 28%

佐久	27%
上田	48%
諏訪	18%
上伊那	16%
南信州	26%
木曾	40%
松本	14%
北アルプス	9%
長野	17%
北信	10%

⑤天然林

※県全体での試算
約8万ha

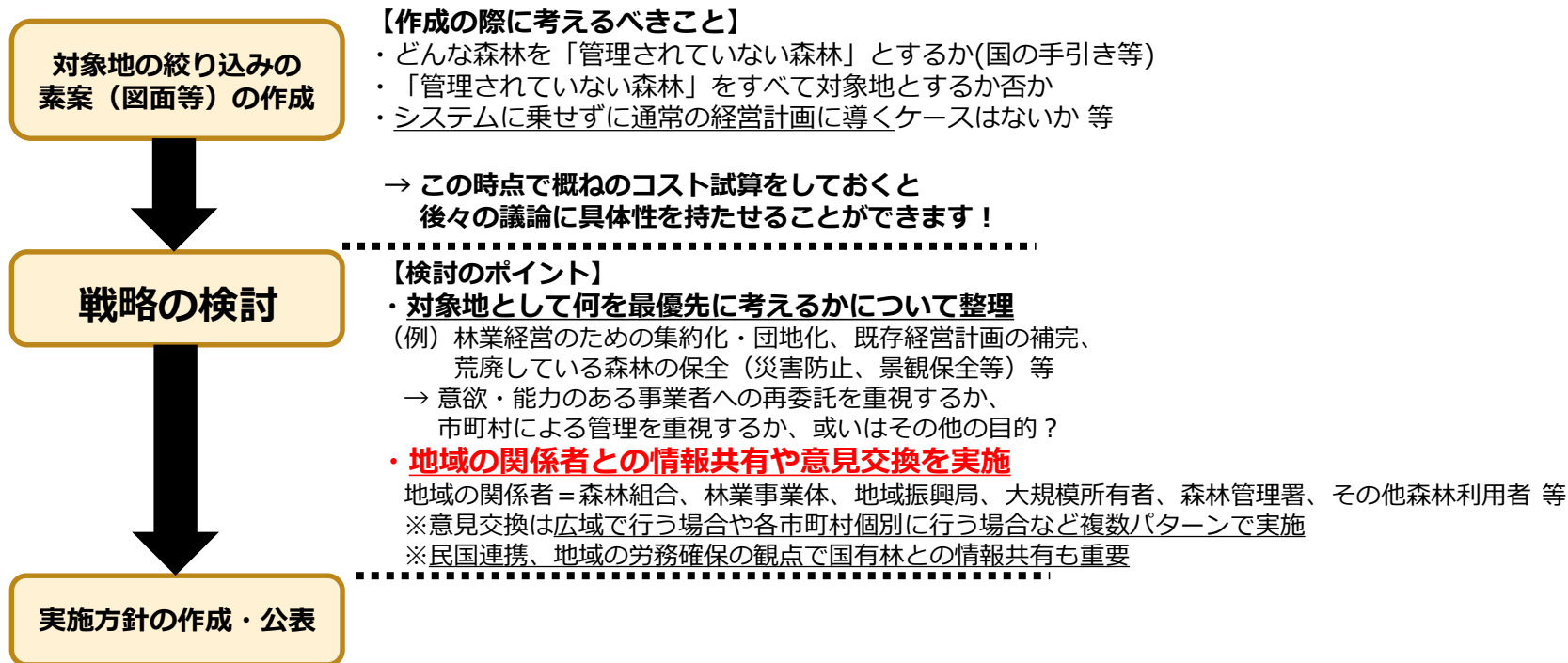
⑥経営管理が行われていない森林

⑦経営管理の意向調査を行う森林

⑧経営管理権の設定

対象地の絞り込み（ゾーニング）の考え方

- まず最初は、市町村森林整備計画のゾーニングや森林簿・林地台帳等を参考に対象地の絞り込みの素案（図面やデータ等のたたき台）を作成
- ゾーニング素案をもとに、林業経営のための集約化・団地化を狙うのか、又は水源保全や災害防止等の公益性を優先して実施していくのか等、戦略について検討し、地域の林業関係者等の意見も踏まえつつ、対象地や優先順位、意向調査の予定等を「森林経営管理制度実施方針」（名称は任意）として明確化
- この実施方針は、市町村が「新たな森林管理システム」に取り組むロードマップとして、また、森林環境譲与税に係る納税者への説明責任のためにも、その内容を公表することが必要（市町村森林整備計画にも反映）



森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）等へ誘導。

現状

多様で健全な森林へ誘導

目指す姿



森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化

既に集積・集約化されているのは
約 1 / 3

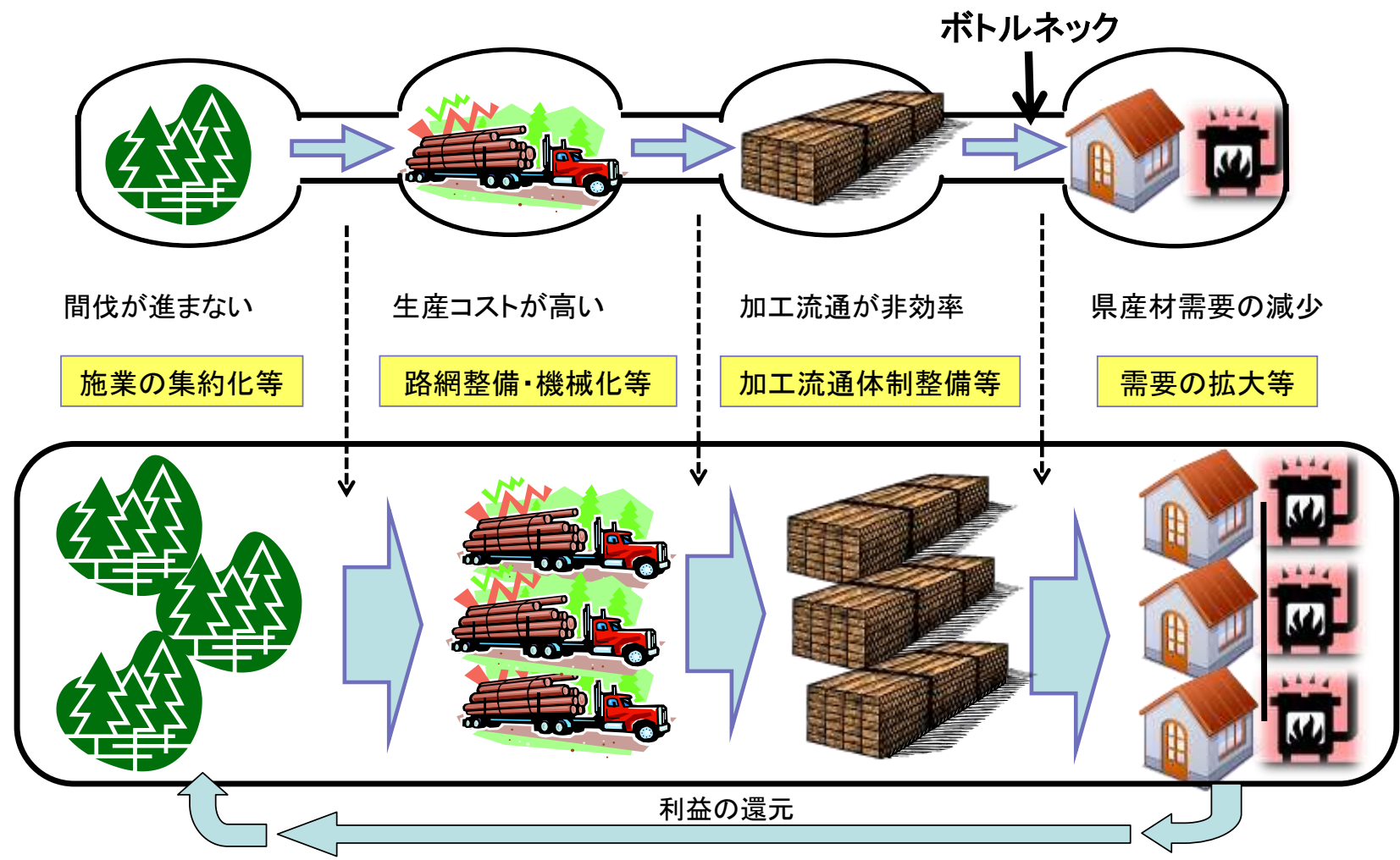
私有人工林

経営管理が
不十分と
なっている
おそれ

自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

従来の取組に加え、
新たな制度も活用し整備

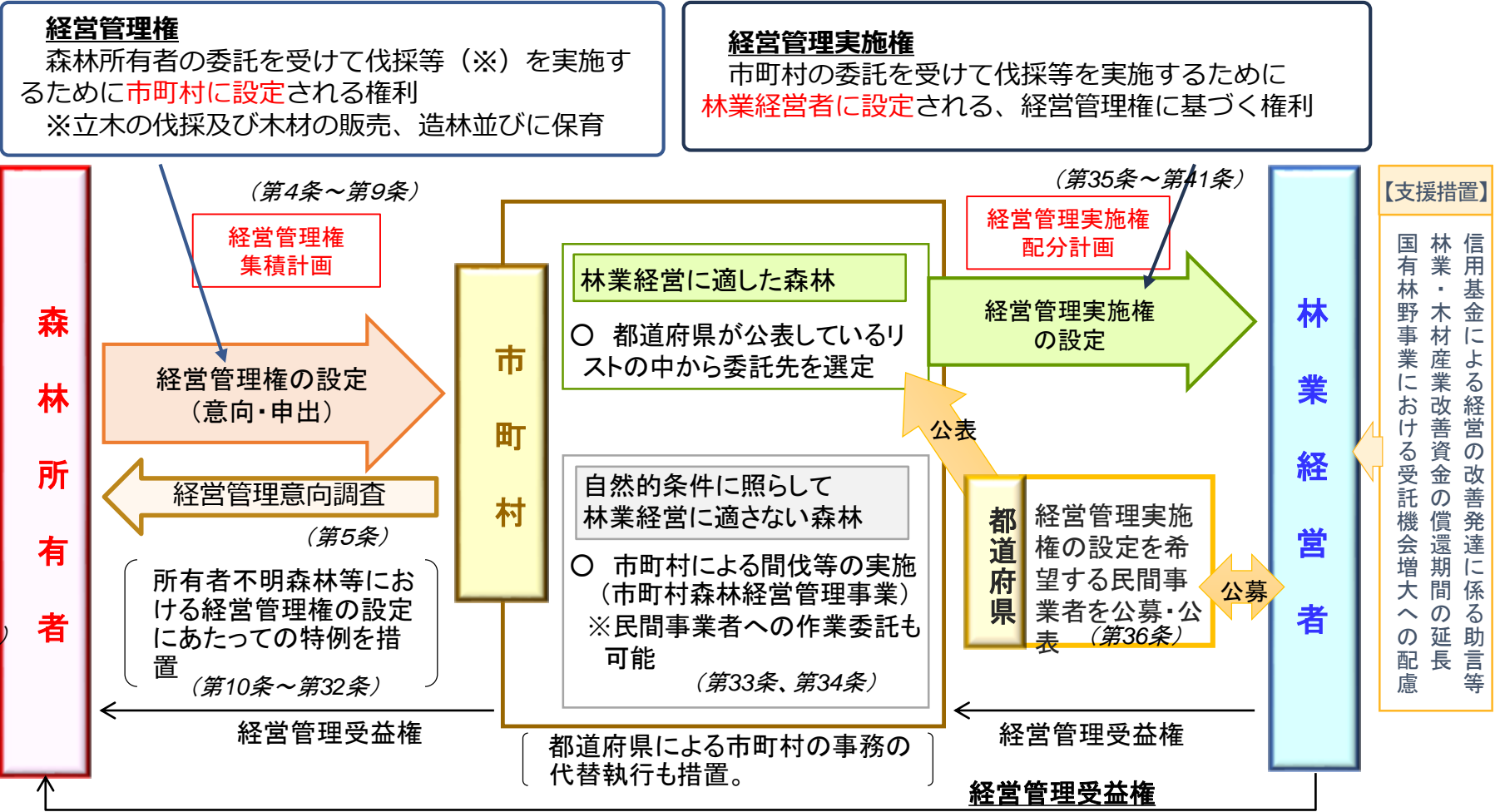
力強い林業・木材産業の実現にむけて



森林経営管理制度等により期待される効果

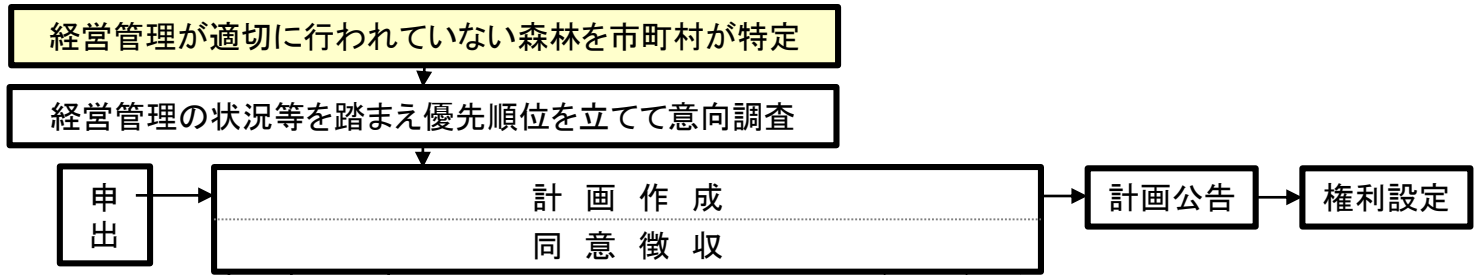
<p>市町村 (地域全体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。</u> ✓ <u>松くい虫被害地の樹種転換など地域の課題への対応。</u> ✓ <u>林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。</u> ✓ <u>新たに森林整備に携わる人が増え、定住人口の増加が期待されるほか、森林（木材）を活用した新たなビジネスチャンスを創出。</u>
<p>森林所有者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。</u> ✓ <u>意欲と能力ある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できる。</u>
<p>地域の 林業経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</u> ✓ <u>これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。</u>

森林経営管理制度の全体概要



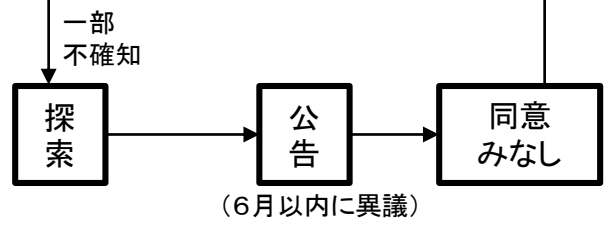
経営管理権集積計画の作成手続の特例（概要）

経営管理権集積計画は森林所有者から同意が得られていないため、森林所有者が不明等の場合は作成手続の特例により定める必要があります。



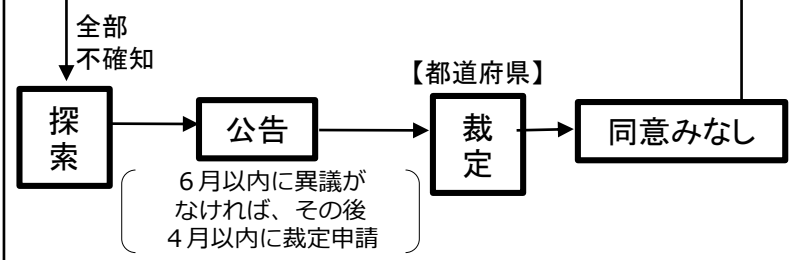
(2) 共有者不明森林の特例

一部不確知
確知共有者全員同意(共有)



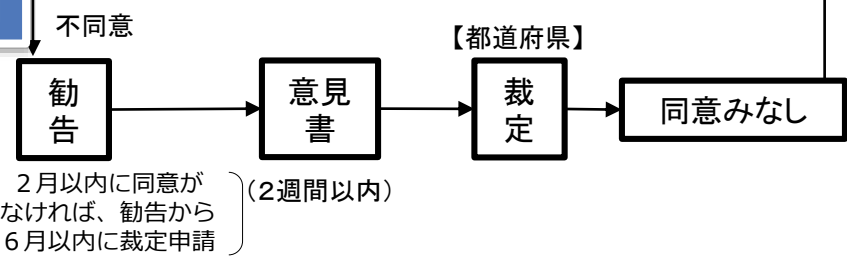
(3) 所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有／共有)



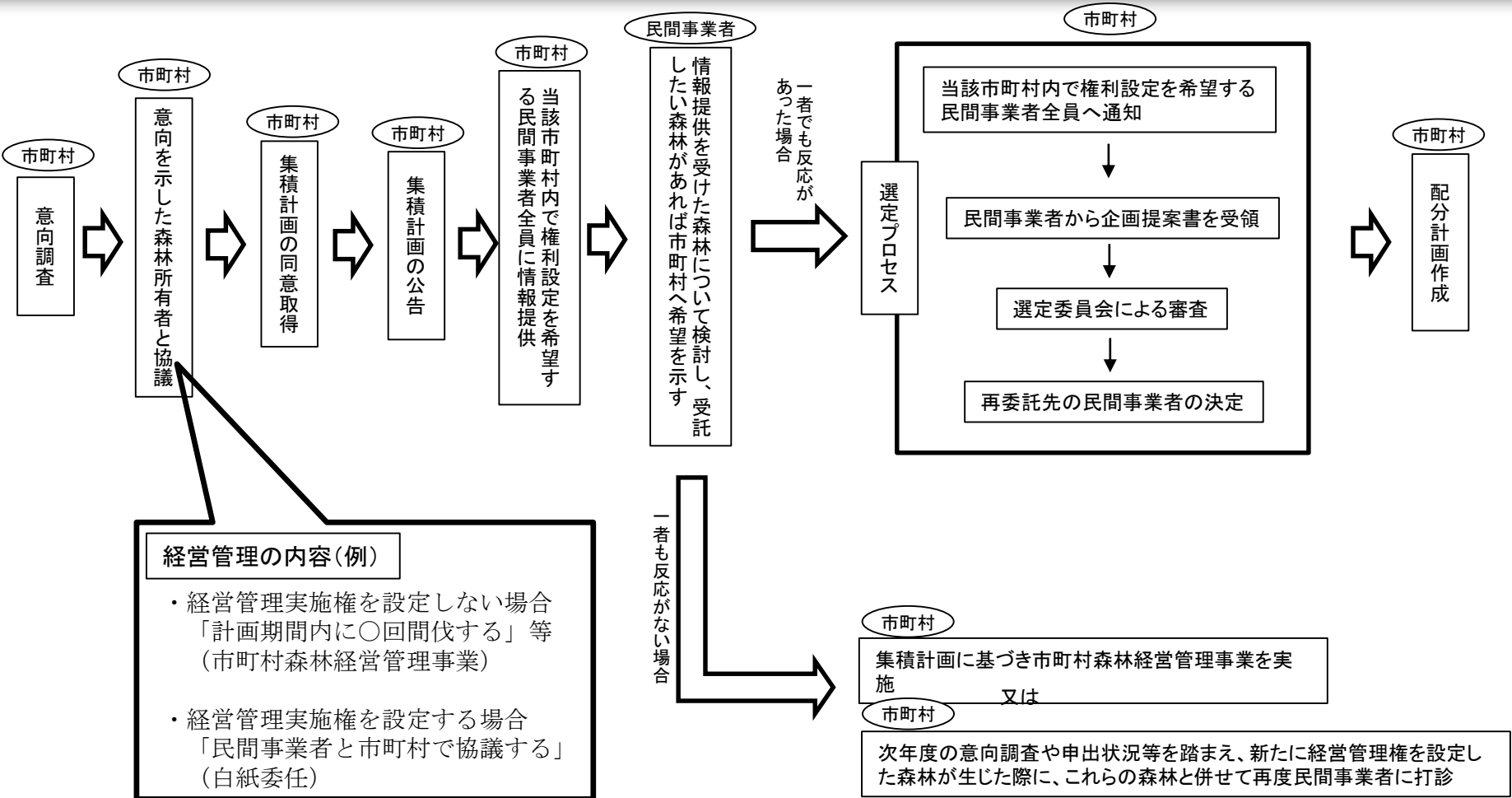
(4) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり (単独所有／共有)
(経営管理が行われていないのに意向調査への返答がない場合などを想定)



- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
 - (2) 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
 - (3) 所有者不明森林
 - (4) 確知所有者不同意森林 (※意見書提出者に限る) → 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

経営管理権集積計画と経営管理実施権配分計画の作成手順の例



林業経営者の選定

- ① 都道府県が、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者を公表
- ② 市町村は、公表されている者の中から、再委託する民間事業者(林業経営者)を選定

① 都道府県が公募、公表 (市町村からの推薦も含め整理・公表)

効率的かつ安定的な
林業経営を行う能力



経理的な基礎

(赤字経営でないこと、所有者
ごとの収支管理の実施など)

考慮事項

- ・ 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど**効率的かつ安定的な林業経営の実現**を目指す
 - ・ 主伐後の再造林を実施するなど**林業生産活動の継続性の確保**
- 林業経営を行う能力を有すると判断する事項
- ・ 素材生産の生産量又は生産性の増加
 - ・ 主伐後の再造林の確保
 - ・ 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保
 - ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定
- 等

② 市町村が選定

民間事業者の同意要

市町村が民間事業者を選定するに当たっては、

- ・ 経営管理実施権の**存続期間**
 - ・ 経営管理の**内容**
 - ・ **伐採等に係る経費及び販売収益の見積額**
- 等を**民間事業者から提案させ**、これらの提案内容に基づき選定

経営管理実施権配分計画を作成

経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の作成

○ 経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の内容

- ①経営管理（実施）権の対象となる森林の所在
- ②森林所有者の氏名又は民間事業者の氏名若しくは名称
- ③設定する経営管理（実施）権の始期、存続期間
- ④経営管理の内容（伐採後の造林及び保育の方法）
- ⑤森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法（次頁）等

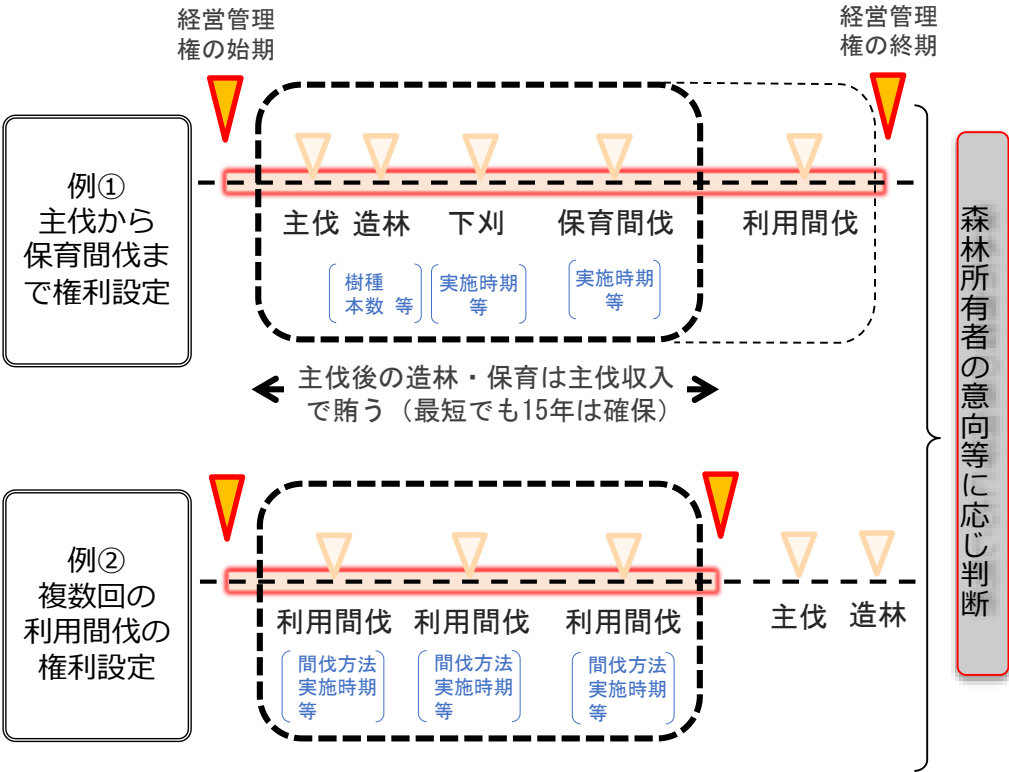
○ 地域の実情や森林所有者の意向を踏まえて作成

存続期間の考え方

- 存続期間の上限下限はない。（経営管理権設定の特例の場合は上限50年）
- ただし「経営管理の内容」に主伐を含む場合、再造林後の森林の成林に一定の目途がつくよう、存続期間は15年以上に定めることが望ましい。

経営管理の内容

- 具体的な施業内容を記載。
- 主伐を含む場合は、天然更新ではなく、植栽によって造林を行うことが確保されるよう、その旨記載。



③ 先行事例の報告

取組事例 1 秋田県大館市

- 森林経営管理制度を周知するため、市の広報に制度を紹介するページを設けるほか、公民館単位で森林所有者向けの**座談会を開催**（計12回）
- 本年度は、**2地区419haで意向調査**を開始し、次年度以降は毎年600haずつ計画的に実施していく計画

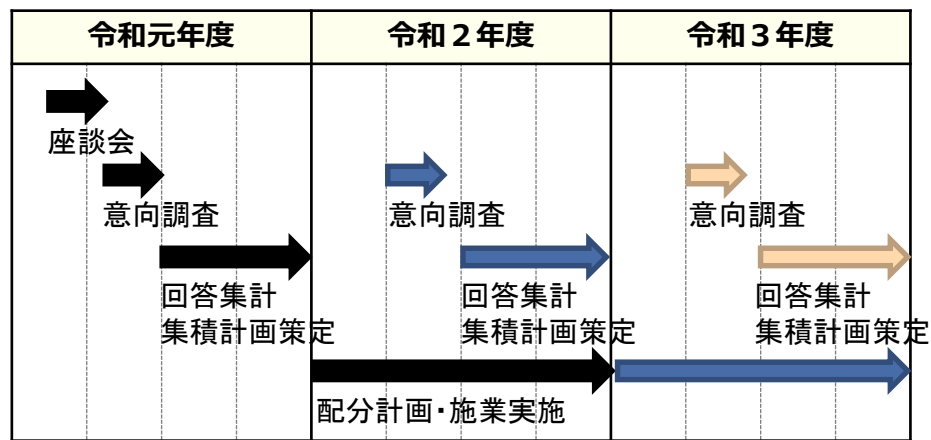
□ 実施体制

- 座談会や意向調査、集積計画策定等は、市が直営で実施
- 新たに**専門員4名を雇用**
- 境界画定業務は委託

□ 座談会の様子と広報誌の特集



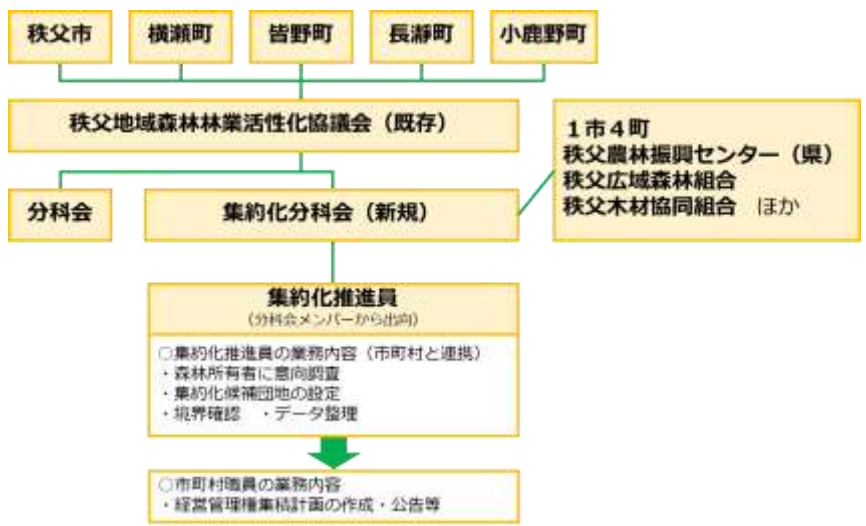
□ 当面の実施スケジュール



取組事例 3 埼玉県秩父市

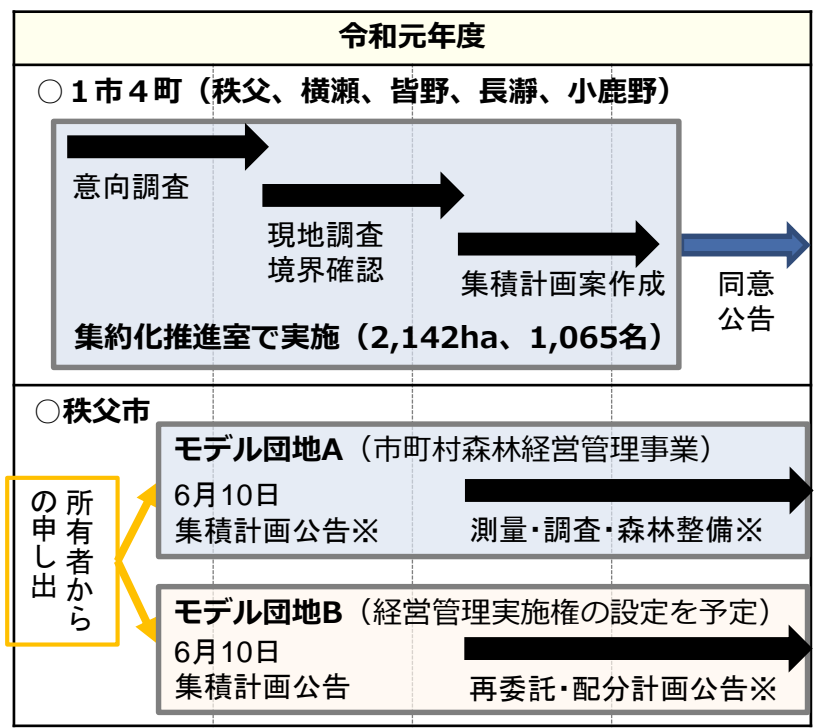
- 秩父地域 1 市 4 町の「秩父地域森林林業活性化協議会」内に「集約化推進室」を設置、2 名の推進員が各市町と連携しながら、9 年間で意向調査や境界確認等を実施する計画
- 6 月には全国初となる経営管理権集積計画（2 件、3.88ha）を公告し、年内に民間事業者への再委託の公募を実施する見込み。また、意向調査（約2,142ha、1,065名）も並行して行っており、年度内には追加で経営管理権集積計画を策定する見込み

実施体制（埼玉県秩父地域）



- 集約化推進室を設置（平成31年 4 月）
- 森林施業プランナーを推進員として 2 名配置

意向調査と申し出に基づくモデル団地



※の各種ひな形を4町に提供し、令和2年度から1市4町で推進

取組事例 4 新潟県糸魚川市

- 昨年度、市内全域で地域の区長等を対象として、事前の調査を実施（回答率77%）
- 今年度は、事前調査において、特に**経営管理の委託に前向きな回答の多かった2地区40haを対象に意向調査**を実施し、**経営管理権集積計画の案の作成まで取り組む計画**
- **1地区につき、3年をかけて**意向調査から経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、民間事業者への再委託までを行う計画

□ 実施体制

- 市、県地域振興局、森林組合で**毎月1回打合せ**を行い、役割分担、情報共有等を図る
- 説明会や意向調査票の発出等は直営
- 調査結果のとりまとめ等は委託を予定

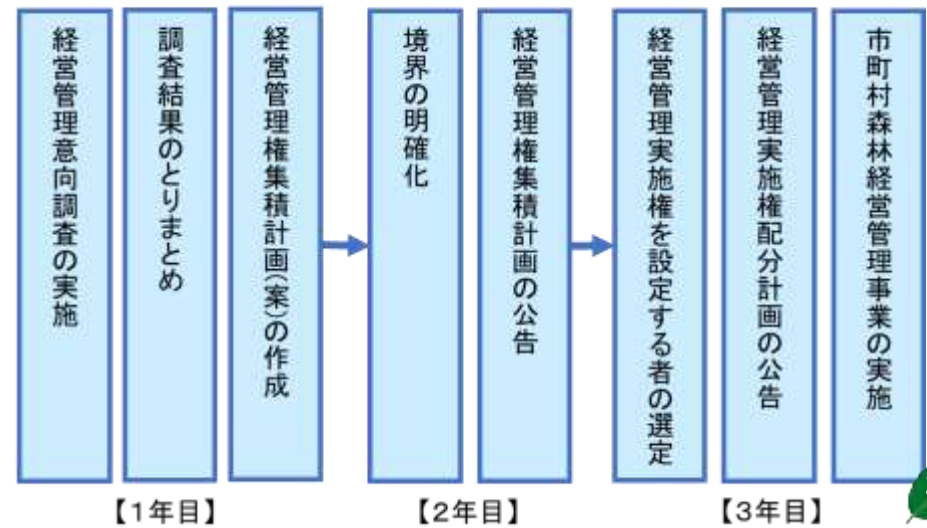
□ 意向調査候補地現地確認、制度周知



□ 1地区3年計画による取組の展開

準備が整った地区から順次、意向調査を実施し、3年で民間事業者への再委託等まで複数の地区で同時並行的に進めていく計画

【糸魚川市における制度の進め方】



取組事例 5 静岡県森連・静岡県富士市

【静岡県森林組合連合会の取組】

- 単位森林組合が無く林業が盛んでない市町を中心に、昨年度から森林経営管理制度の周知や制度の活用方法の助言・提案等を実施
- 森林経営管理制度に取り組む予定の19市町のうち、**6市町の経営管理意向調査等**に取り組んでいる

【富士市の取組】

- 小規模で分割管理されている共有林や森林経営計画の周辺の森林を対象に、本年度**4地域（約200ha）**で**経営管理意向調査**を実施
- 意向調査を踏まえ集積計画の範囲を検討し、森林所有者への説明を経て、**本年度中に集積計画を策定**する

□ 森林整備の実施に向けたフロー



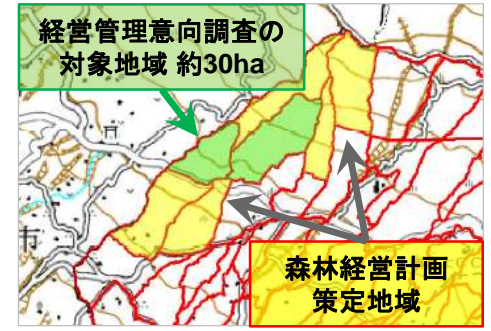
市町は県森連から助言・提案等を受けながら検討

県森連が経営管理意向調査等の委託を受け実施

市町が林業経営者に再委託等（選定・入札等）

□ 森林経営計画周辺地域で意向調査を実施

- 林業経営体では森林経営計画の策定が困難だった地域を対象に経営管理意向調査を実施
- 市の信用力により森林を集積
- 結果、森林経営計画策定地域と一体的な森林整備が可能となった



□ 市町の実施体制の補完



地元説明会では県森連が大型の航空写真と公図を用意。スムーズな意見交換につなげた



行政と県森連が連携して個別相談を実施。森林所有者の制度に対する不安解消に努めた

□ アンケートの工夫点

- アンケートの設問数を絞り込み、回答しやすいように工夫
- また、アンケートのデザインを親しみやすいものとし、受け取った人の関心を引きやすいように工夫
- 結果、アンケートの回答率は約6割に達した



取組事例 6 三重県津市

- 森林経営管理制度について、広報で特集を掲載するとともに、市HPでも情報提供するほか、5月以降、市内全域で8回の説明会を開催（約200名が参加）
- 説明会時のアンケートの中間集計結果では、回答者の約6割が市への経営管理の委託を希望
- 8月から外部委託により意向調査を開始（芸濃地域：約3,000ha、2,500人を対象）

□ 実施体制

- 市に林業関係の職務経験者や県林業技術職OBを配置し、体制を整備
- 説明会は広報等で通知し、各地域で開催
- 「みえ森林経営管理支援センター*」が市町向け研修や巡回指導でサポート

*三重県森林協会内に設置

□ 説明会時のアンケートで所有者の意識を調査

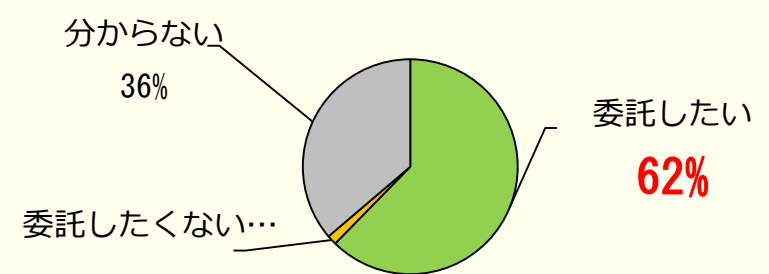


□ 当面の実施スケジュール

令和元年度	令和2年度	令和3年度
説明会		
意向調査	意向調査	意向調査
現況調査、境界明確化		
	集積計画、配分計画の策定	

説明会でのアンケート中間集計（6回分）

Q.今後、市に経営管理を委託したいですか



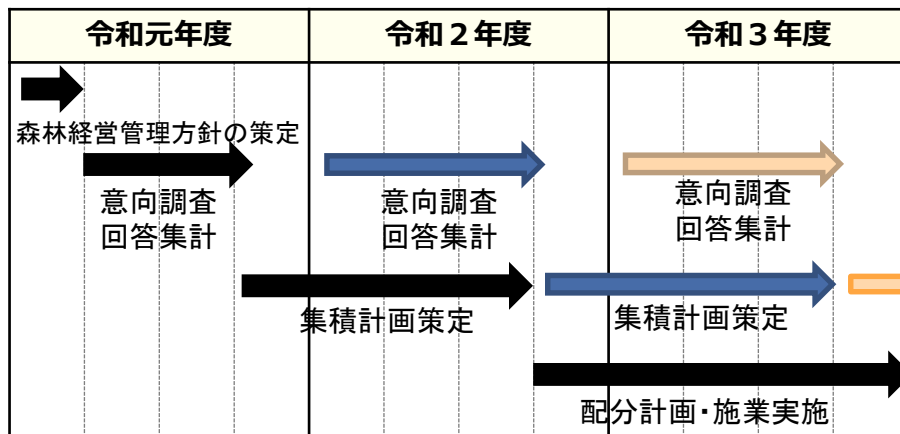
取組事例 7 徳島県 やましごと工房

- 美馬市・つるぎ町と県の現地機関で設立した団体「やましごと工房」を通じて、意向調査に着手
- 今年度は、美馬市で約1,000人（約1,800ha）、つるぎ町で約700人（約1,500ha）を対象に順次実施し、今後も10～15年かけて計画的に実施

□ 実施体制

- 独立性のある新たな団体を設立することで、森林経営管理制度に係る事業の発注や配分に公平性を担保
- 専門スタッフ2名により、市町村の業務を全般的にサポート

□ 当面の実施スケジュール



□ 市町村の業務をトータルサポート



やましごと工房の今後の展開

やましごと工房の将来像

- 令和4年度までに法人化
- 事業範囲を全国に拡大

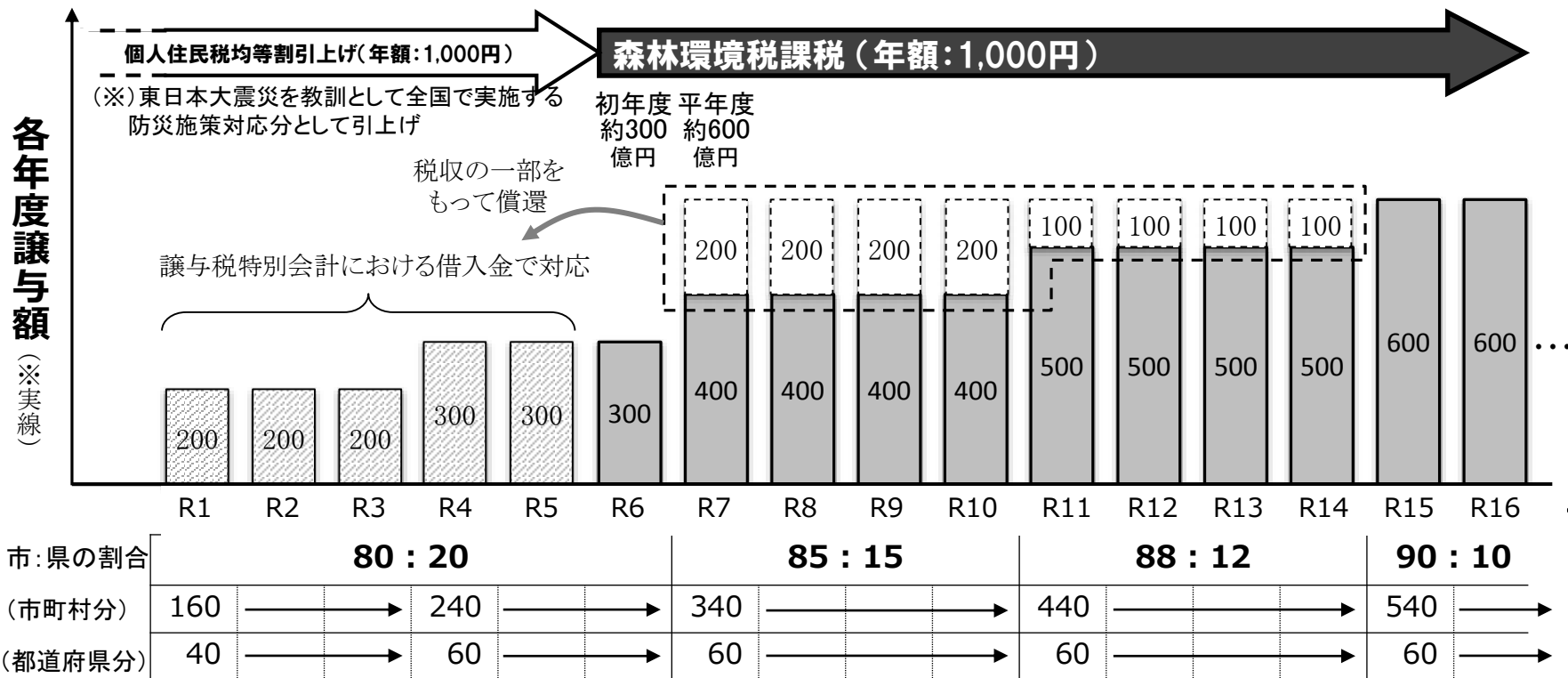
事業展開の方向性

- 市町村の森林経営管理業務を全面的にサポート
- 森林管理業務から派生するベンチャービジネスの構築と支援

④ 森林環境税及び森林環境譲与税について

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 令和5年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積(※以下のとおり林野率による補正)
	20% : 林業就業者数
	30% : 人口
都道府県分	市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

長野県への譲与額（総務省公表数値により試算）

※表番号1～10 = 各市町村への譲与額を地域振興局ごとに合計したもの

番号	地域振興局	基礎指標			①H31～ 譲与額 (百万円)	②H34～ 譲与額 (百万円)	③H37～ 譲与額 (百万円)	④H41～ 譲与額 (百万円)	⑤H45～ 譲与額 (百万円)
		私有林人工林 面積 (ha)	林業就業者 (人)	人口 (人)					
1	佐久	33,949	312	209,016	62.0	93.0	131.7	170.5	209.2
2	上田	14,130	215	197,443	34.2	51.4	72.8	94.2	115.6
3	諏訪	14,198	111	198,475	29.1	43.7	61.9	80.1	98.3
4	上伊那	30,854	256	184,305	54.7	82.1	116.3	150.5	184.8
5	南信州	45,299	414	162,200	78.2	117.3	166.2	215.0	263.9
6	木曾	27,957	431	28,399	54.4	81.5	115.5	149.5	183.4
7	松本	27,454	290	427,928	61.8	92.7	131.3	169.9	208.6
8	北アルプス	11,597	110	59,748	20.9	31.4	44.4	57.5	70.6
9	長野	27,923	404	543,424	72.4	108.6	153.9	199.1	244.4
10	北信	15,098	145	87,866	27.7	41.5	58.8	76.1	93.5
	計	248,459	2,688	2,098,804	495.5	743.2	1,052.8	1,362.5	1,672.1
20	長野県	248,459	2,688	2,098,804	123.9	185.8	185.8	185.8	185.8
	市町村+県				619.3	929.0	1,238.6	1,548.3	1,857.9

⑤ 県の支援体制

効果的運用に向けた取組

- 遅くとも森林環境税の課税開始時期の令和6年度までには、森林整備(市町村森林経営管理事業)を開始できる体制を構築。
- 令和元年度は、県内すべての圏域(10圏域)で、推進体制等に関する検討を開始。

⇒ 現在、各地域振興局林務課及び県森林経営管理支援センターにおいて、対象森林の絞り込みや広域連携体制の構築に向け、市町村の検討作業を支援

⇒森林環境譲与税の譲与開始

⇒森林環境税課税開始

年度 西暦	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9~ 2027
経営管理権集積			当面は、森林所有者情報の整備などの条件整備を集中実施						
市町村森林経営管理事業			森林整備実施						
県の支援体制	研修会の開催、森林GIS活用等支援等								

おわりに



**長野県の豊かな森林を守り・育て・活かすため
今後ともよろしくおねがいします。**